


みんなで……

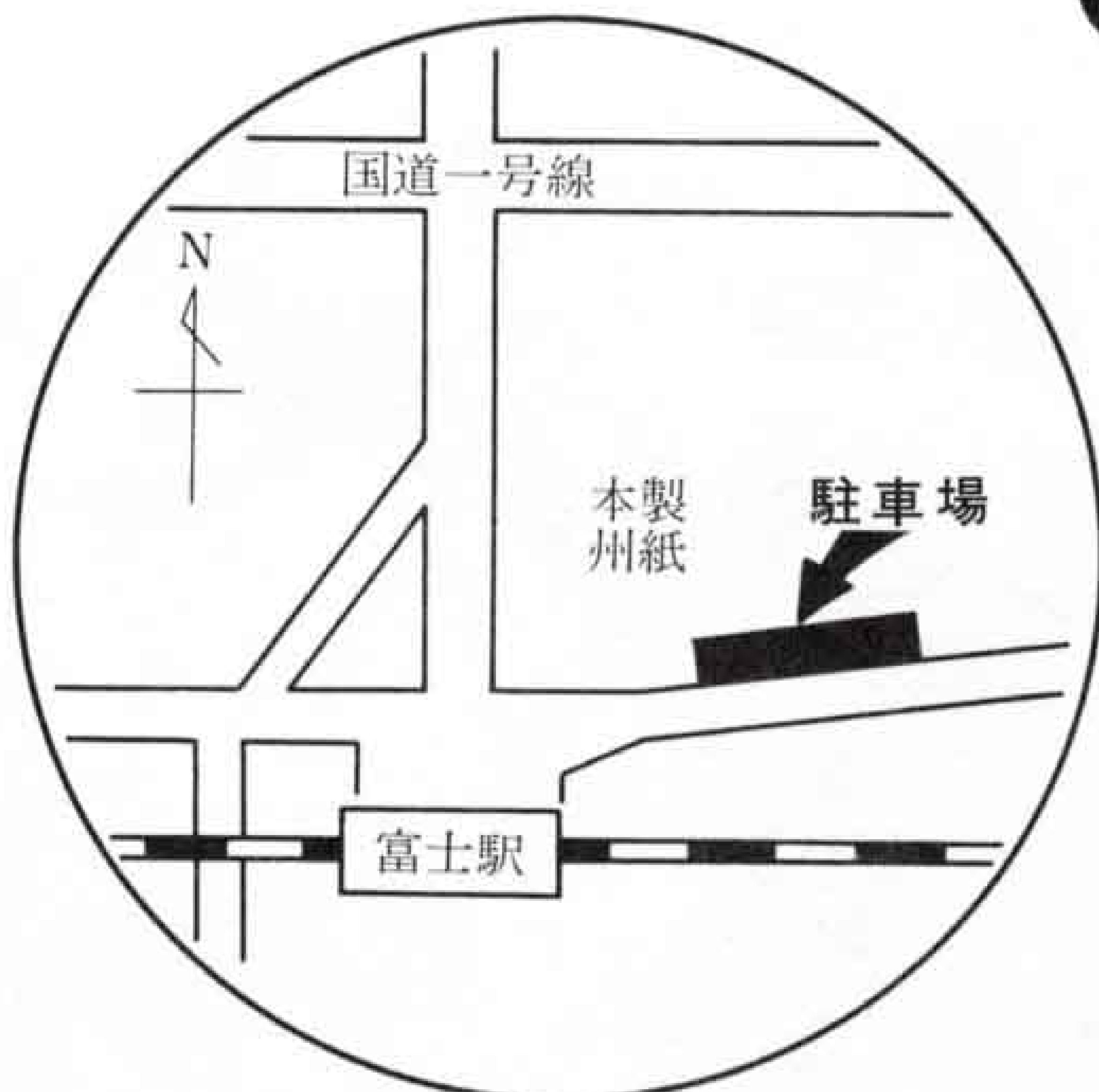
- ・公害をなくしましょう
- ・木と花を植えましょう
- ・スポーツを楽しみましょう
- ・暴力を追放しましょう



6月10日 オープン

市営富士駅前駐車場

料金は1時間50円



富士駅前駐車場案内図

市営の富士駅前駐車場が6月10日からオープンします。市営駐車場は市内にははじめてで、45年3月から工費2600万円で建設をすすめていたものです。

この駐車場は、富士駅前の横溝川の上にコンクリートのふたをしてつくった路外駐車場です。規模は延長290mで、幅員は3.4m。収容能力は67台です。

営業時間は毎日午前8時から午後8時までです。駐車料金は1時間で50円です。午後8時以降は無料解放します。なお、割引回数券も発行しますのでご利用ください。

公共施設が

公園、児童遊園地、交通安全施設など公共施設は、みなさんひとりひとりのためにつくられたものです。ところが、石を投げて割られたカーブミラー、壊された水飲みなどみんなの施設が、心ない人たちのいたずらで壊され、使えなくなつたのがあちこちで見うけられます。公共施設は、



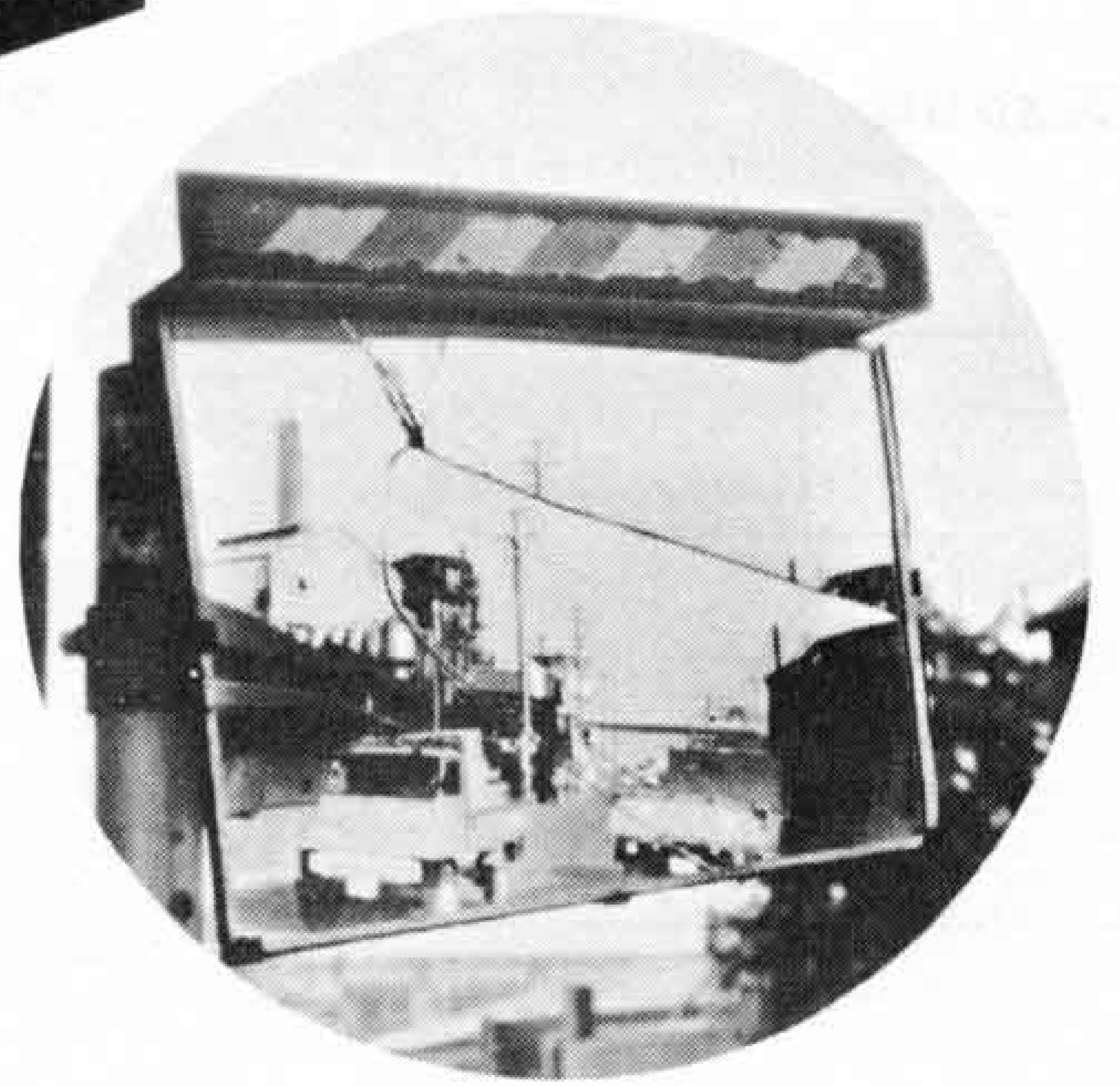
こどもたちの遊び場天国、児童遊園地の遊具もあちこちでこわされています。こわれた水飲み、こども用のブランコに乗るおとななどもよく見かけます。こどもたちの施設をみんなで守つてやりましょう。



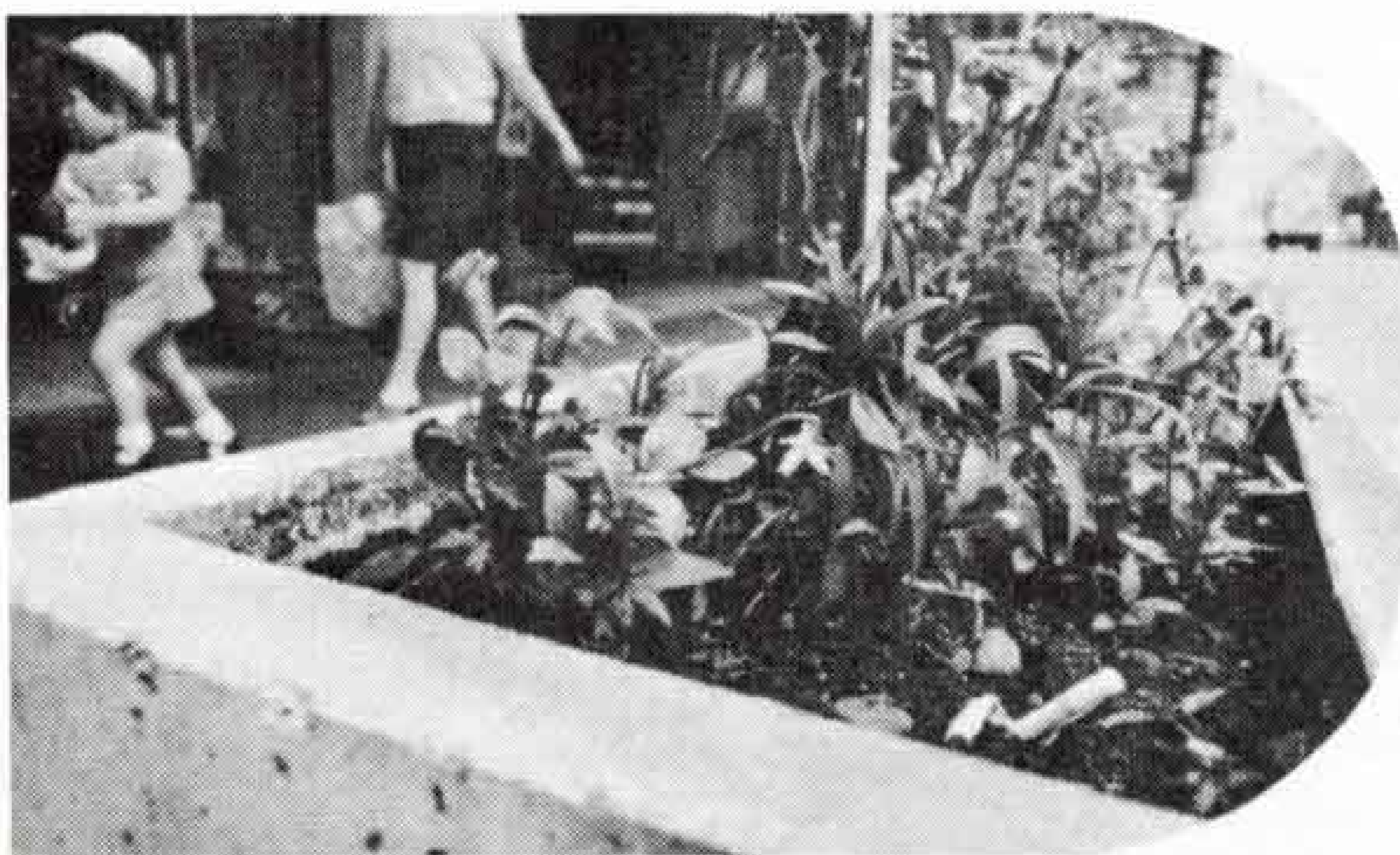
泣いている

みなさんからいただく尊い税金でつくられるのです。ですから、公共施設を壊すのは税金を浪費するのと同じことです。そればかりでなく公共施設が壊されていたために、思わぬ事故が発生することがあります。みんなの施設はみんなで大切にし、明るく住みよい富士市にしましょう。

カーブミラーは運転者にとって頼みの綱。みんなが運転者の立場になって鏡は絶対に割らないでください。



「歩道橋を渡れば事故は起きなかつたのに…」では遅すぎます。歩道橋のあるところでは必ず歩道橋を利用してください。

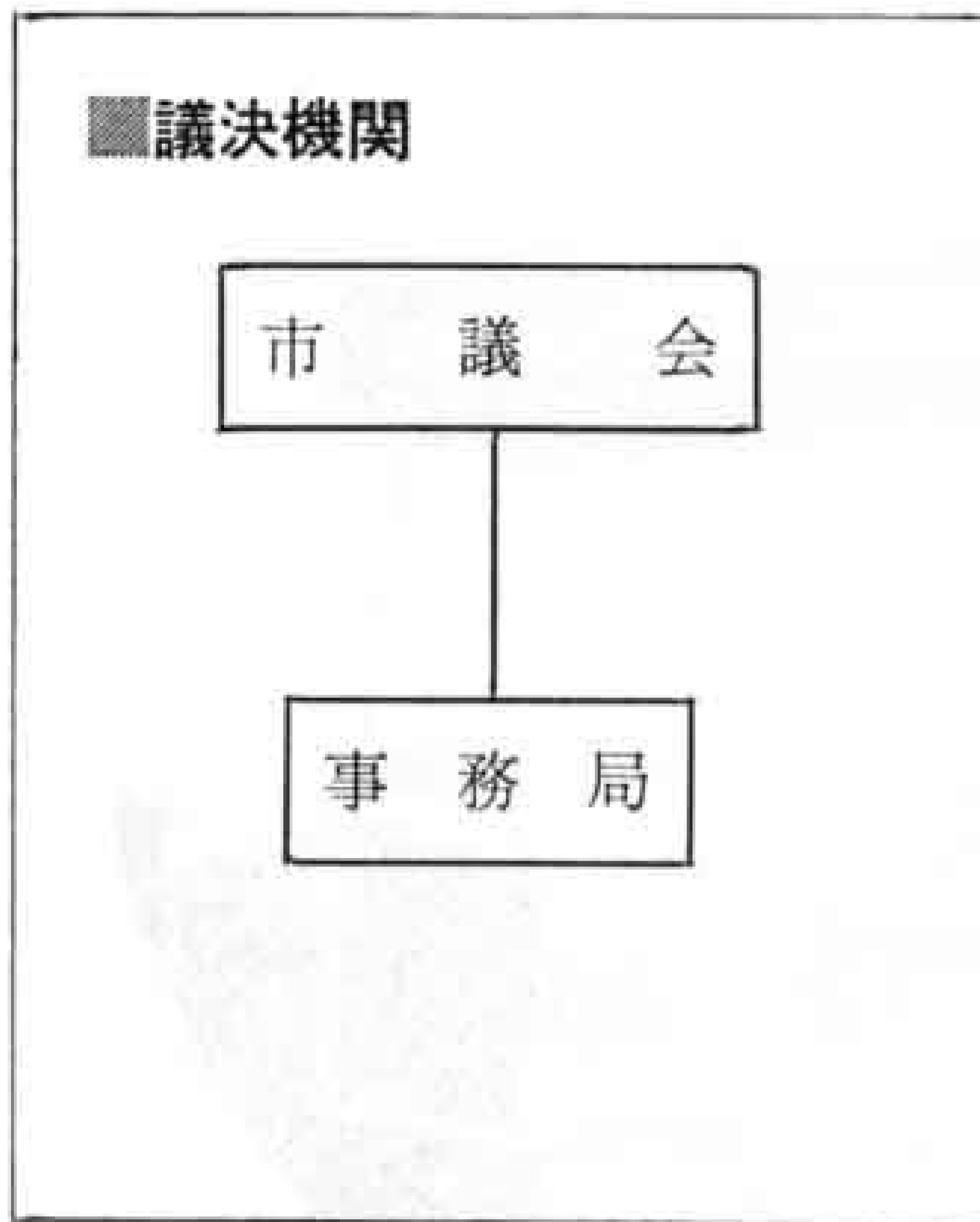


花を抜かれたり、灰皿がわりにされるフラワーポット。町を美しくするフラワーポットが、心ない人たちのためにかえつて町をよごしています。

■ 犬の放し飼いはやめましょう。


新しい市の行政機構

7月1日から実施



市役所の機構が7月1日から変わります。今回の改正は、新庁舎の完成にともない、事務処理体制を近代化し、住民の意志を反映したサービス体制を強化するために実施するものです。

改正されたおもなものは、部は都市開発部が新設され、市長公室が企画調整部に、民生部が市民部になります。課は広報課、市民相談室、河川課、設備管理室など新しく設けました。このほか、市立病院を部制にし管理課と医事課を新設しました新しい機構の部課室数は13部44課4室になります。なお、各部課室の配置はきまりしだいお知らせします。



おたずねします

相談室

おこたえします

わかりにくい 新庁舎の玄関

問

先日、新装なった市役所にはじめていきました。われわれ富士市民の行政センターにふさわしく、まったくすばらしい庁舎であり、これからの富士市の発展をみるかのように、大へん感心した次第です。ただ、ひとつだけ気がついた点がありますので申し上げます。

それは、玄関がどこにあるかわからないということです。私は1階の入口から入りましたが、守衛室のところでまごついてしまいました。

あとで聞くと市民広場を通り2階へ入ると玄関だそうです。わかりにくいので、だれがいつてもすぐにわかるようにしてください。

(中丸・米山千里)

答

市庁舎の玄関は、東側の石畳みを敷いた市民広場を上がった2階です。

玄関を入ったところが市民ホールで、総合案内所、総合窓口、市民相談室などがあります。総合案内所では、市役所のことはいずれご案内しますので、わからないことがありましたら、どんなことでもおたずねください。

また、ここには受け付け事務をすべて取り扱う総合窓口があります。市民課はもちろん、年金課、保険課、交通課、税関係の3課などの窓口事務も受け付けています。

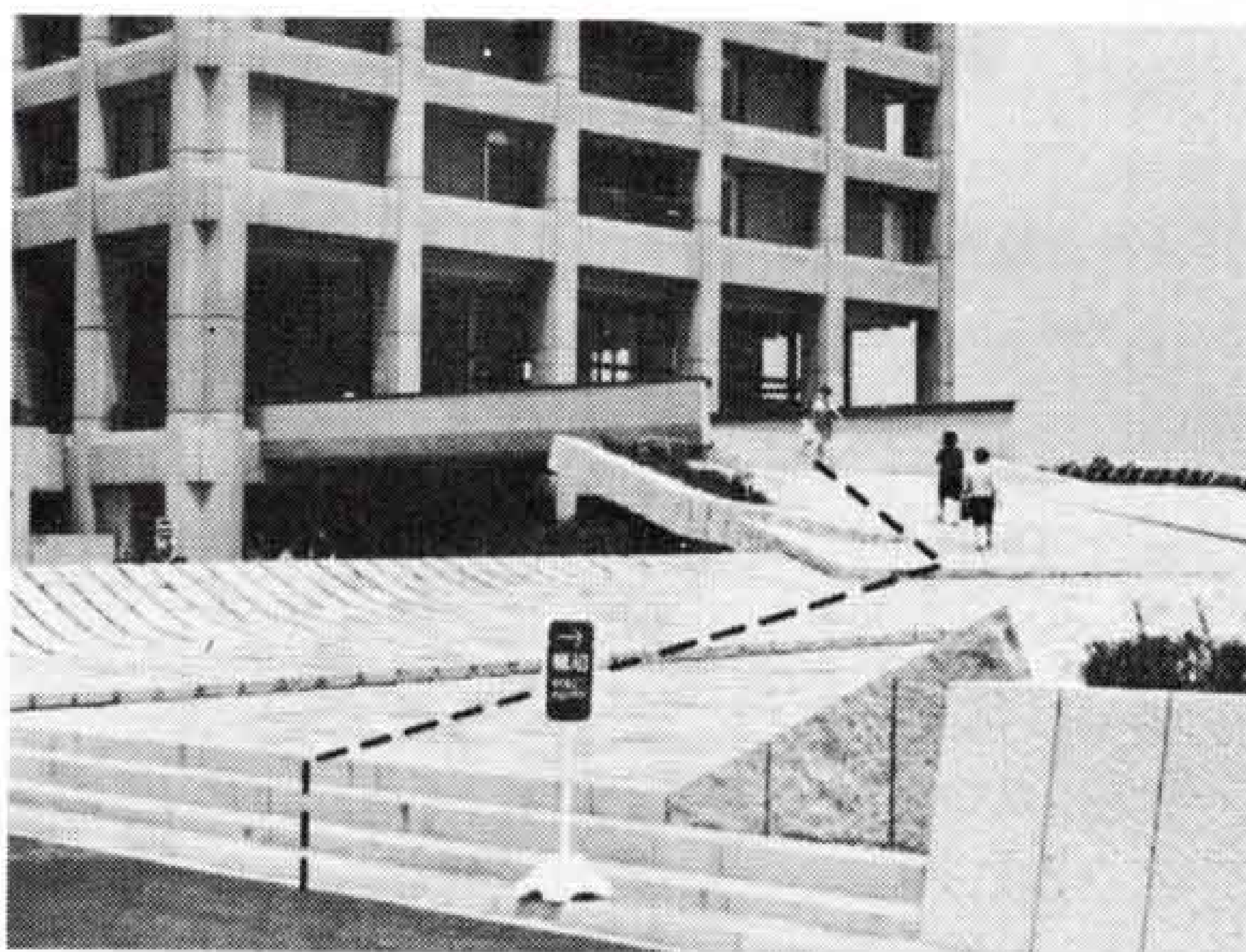
市民広場入口と、1階入口などに案内標識を設けてあります。みなさんが歩いて来庁されるとき

は、市民広場入口に案内標識がありますので、標識にしたがつて市民広場を通り2階玄関からお入りください。

また、車で来庁される人は駐車場東側が一般来客用になっていますので、市民広場を利用するか、あるいは1階入口から入ってください。

1階入口を利用する場合は階段をのぼるか、エレベーターで2階市民ホールへおいでください。窓口事務以外に各課へご用の方は、東側のエレベーターをご利用ください。

(企画課)



【玄関は庁舎東側の市民広場を上がった2階】

国保から社保へ

加入後に納付書が

問

わたしは、昨年、社会保険へ加入したので、4月16日ころ国民健康保険の資格喪失の手続きをしました。ところが、間もなく納付書が送られてきました。

社会保険に入ったのが昨年の12月ですから、国民健康保険税は納めなくてもよいと思うのですが……。

(蓼原・小林美枝子)

答

納税通知書は、納期限の10日前までに納税者のお手許へ交付することになっています。第1期の納期限は4月30日です。ですからあなたが社会保険に加入して、国民健康保険の資格喪失の手続きを取られたとき

は、すでに通知書が送られていました。

社会保険に加入したのが昨年の12月ならば、加入後の国保税はかかりません。すでに税金を納めてあればお返しすることになります。

なお、社会保険から国保へ加入した場合、あるいは国保から社会保険へ加入した場合の資格喪失は、みなさんの届け出によつて切り替えられるのです。国保か

ら社会保険へ、または社会保険から国保へ加入するときは、加入した日から14日以内に届けていただくことになっていますので、忘れずに届けをしてください。このほか、世帯主の変更、被保険者の氏名変更、住所変更の場合もやはり14日以内に届け出ていただくことになっています。

(市民税課)

お願い

市政に対するみなさんの意見、要望などの相談ごとにお答えするページです。日ごろの不満、要望、意見などをどしどしお寄せください。受け付けは市役所市民相談室(富士市永田61-1 電51-0123)です。相談は投書、電話、来室など、どんな方法でも結構ですが、必ず住所、氏名、年齢、職業をお知らせください。なお、匿名を希望する場合は申し添えてください。

おしらせ

●住宅資金の貸付け

■申込み資格は、自分の住宅が必要な人。自己資金の調達ができる人。同居する予定の世帯員がいる人など。■建てられる住宅の規模は床面積が30平方メートル以上120平方メートル以下。■貸付けの条件は利率は年6分5厘、返済期間は7年以内、返済方法は割賦で不動産を担保にする。■申込み先は市内各金融機関。■受け付けは第1回が7月1日から7月10日まで。第2回が9月1日から9月10日まで。第3回が11月2日から11月11日まで。

郵便物が予定どおり着かなかったり、内容物がなくなつた場合の「申告制度」をご存じですか。この制度は「一〇一〇号申告」と呼ばれています。みなさんから申し出があつた郵便局では、すぐに係員が調査をし、結果を回答します。ところが「普通郵便に現金を入れた」「書留扱いに仕上がつた」などの理由から、申告をしない人が多いようです。申告が多ければ多いほど原因がはつきりして調査がしやすくなります。郵便が予定どおり着かなかつたり中味が足りなくなつたりした場合、近くの郵便局へ申し出て下さい。申し出は電話でも受け付けています

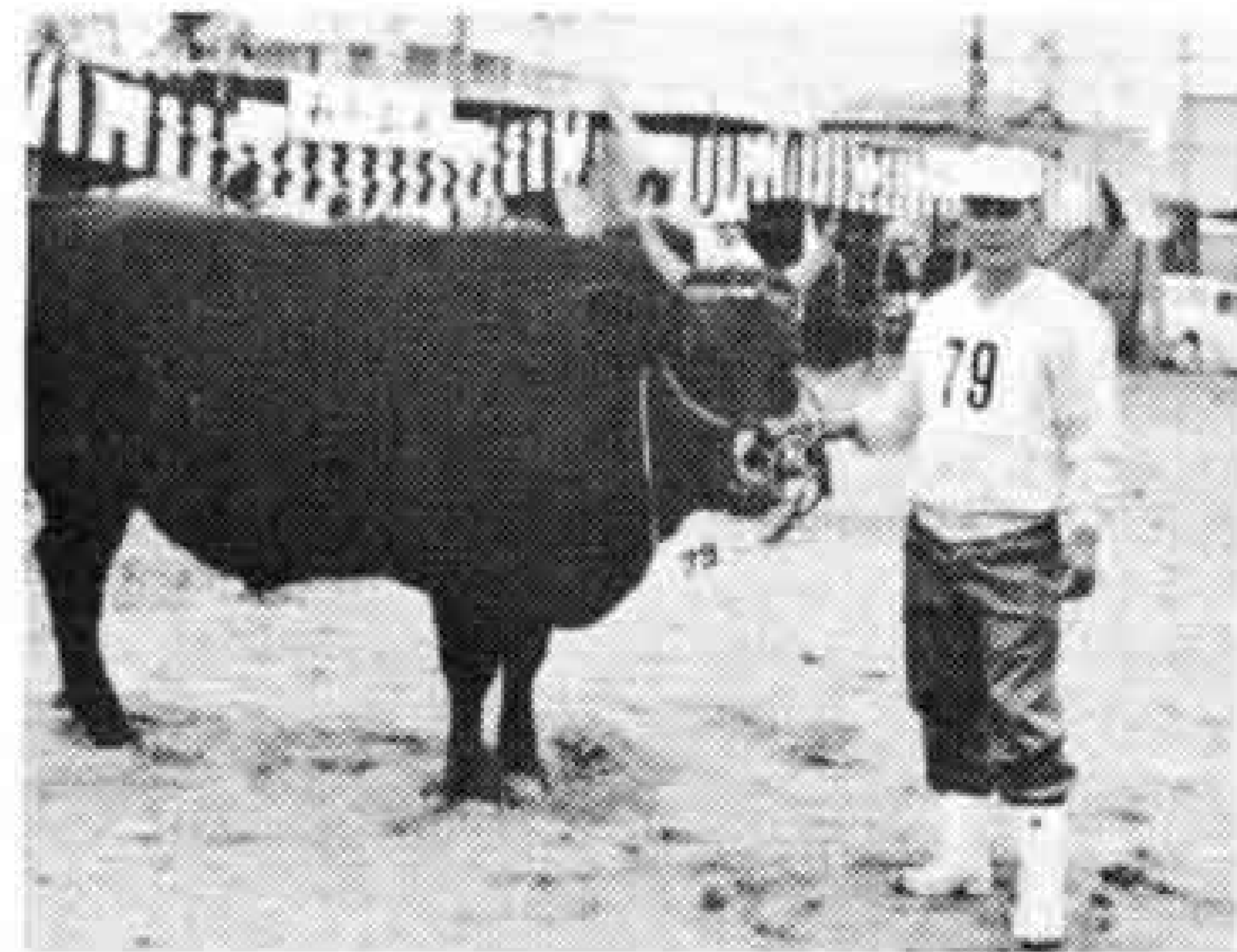
●郵便物事故の申告

●母子福祉資金貸付

■貸付けの対象は母子家庭の母または児童、あるいは父母のない児童。■貸付けの種類と金額。事業開始資金は30万円以内。事業継続資金は15万円以内。修学資金は高校月額1500円、大学月額3000円。技能修得資金は月額2500円以内。修業資金は月額2500円以内。就職支度資金は25,000円以内。生活資金は月額7500円以内。住宅資金は20万円以内。転宅資金は18000円以内。就学支度資金は高校が15000円以内、大学が25000円以内。療養資金は10万円から15万円以内。■利率は修学資金、修業資金、就学支度資金は無利子で、そのほかは年3分。■申込み期限はなく、申込み先は福祉事務所児童係。

稲葉さん(傘木)に農林大臣賞

第18回近畿東海連合肉牛共進会で稲葉佐太郎さん(傘木)が、農林大臣賞を受けました。この大会には各県から約90頭の優秀な牛が出品されましたが、稲葉さんの牛は去勢牛の部で優等に選ばれました。



●保育奉仕員を募集

■市立くすの木学園で在宅する重症心身障害児のため毎週木曜日に実施している「一日保育」の奉仕員を募集。■資格は市内に住む満20歳以上50歳未満の健康な女性で、家事または養育の経験があり、毎週木曜日に奉仕できる家庭環境にある人。■奉仕していただく時間は午前10時から午後3時まで。■奉仕員は市役所からくすの木学園までマイクロバスで送迎し、中食を準備します。■申込み先は市役所福祉事務所児童係(電51-0123内線230)。

地方税法が改正され、個人住民税の基礎控除などの所得控除額が引き上げられました。給与所得者で標準世帯(夫婦子ども一人)で、四十四年中の収入額が七十二万九千円以下の場合、四十五年度の住民税は課税されません。四十四年度にくらべ十五万五千円のアップになりました。このほかの改正は、基礎控除が十三万円(四十四年度十二万円)に、配偶者控除が十一万円(十万円)に、扶養控除が八万円(六万円)にそれぞれなりました。納税義務者が障害者や高齢者などで、扶養親族などがある重度の障害者控除は七万円が八万円になりました。医養費控除の限度額は、前年中に支払った医療費が所得の百分の五をこえた場合は、こえた金額を引くことができます。その限度額が住民税では三十万円になりました。

●住民税控除額引上げ

おしらせ